

**林業退職金制度
のお知らせ**

林業退職金共済制度（林退共）は、昭和57年に発足した林業界で働く方のための退職金制度です。

以前、林業の仕事に従事されたことがあり、その当時、林退共制度に加入していた方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金をまだ受け取っていない可能性があります。

最寄りの支部または本部へお問い合わせ下さい。

▼お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部
電話03-6731-2889
FAX03-6731-2890
詳しくはホームページでもご案内しています。
<http://www.rintai.kyo.taisyokuin.go.jp/>

食品表示法（保健事項）に係る経過措置の終了について

加工食品を製造、加工、輸入、販売をされる食品関連事業者の皆様へ

○平成27年4月1日から、加工食品への栄養成分表示が義務化され、一般用の加工食品

には、新たに、食品単位（100g、1食分等）当たりの熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・食塩相当量の5項目の表示が必須とされました。

○経過措置の終了が令和2年（2020年）3月31日までとなっておりますので、計画的に準備をし、経過措置の終了までに速やかな表示の切り替えに努めてください。（旧基準で栄養成分表示をしている場合には、新基準に対応した表示の切り替えが必要です。）

○なお、表示可能面積が小さいもの（概ね30cm²以下）、酒類、栄養の供給源としての寄与の程度が小さいものや、小規模事業者が販売するもの（ただし、スーパー等小規模でない事業者を介し販売する場合を除く）等については省略が認められています。

▼お問い合わせ先

北海道静内保健所
電話0146-421-0251
北海道保健福祉部健康安全局
地域保健課
電話011-231-4111
内線25-515
詳しくは、北海道庁ホームページ「栄養や健康等の表示について」（保健福祉部健康安全局地域保健課）でもご案内しています。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khsyokuhinyouji.htm>

「公証週間」のお知らせ

●日本公証人連合会による「電話相談」

03-3502-8239

○電話相談の期間と受付時間

・期間（土・日を含む）

10月1日（火）～10月7日（月）

・受付時間

午前9時30分から正午まで

午後1時から午後4時30分まで

○相談内容

公正証書による遺言、金銭の貸し借り・養育費の支払の約束、任意後見契約など

○相談員

日本公証人連合会所属公証人

●苫小牧公証役場による「夜間公証相談会」

○日時

・10月1日（火）

・10月3日（木）

午後5時～午後6時30分

○場所

苫小牧公証役場

（苫小牧市表町2-13-23）

エイシンビル2階）

○相談内容

公正証書による遺言、金銭の貸し借り、養育費の支払の約束、任意後見契約など

○相談員

苫小牧公証役場公証人

佐藤 隆

○その他

「相談はいつも無料です。」

「ご希望の方は、前日までに電話で予約をお願いします。」

▼お問い合わせ先

0144-3617769

働きたい方のための出張相談会

とまこまい若者サポートステーションは働きたいと思われている方に向けた就労自立支援施設です。

その他、就職相談も歓迎です。「働きたい」を応援する無料出張相談会を開催します。

○対象

概ね15歳から39歳の方・ご家族

○場所

ハローワーク静内分室

（新ひだか町静内御幸町2丁目1-40 ショッピングセンターピユア3階）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○日時

・9月24日（火）

13時30分～15時

（先着順・予約可）

毎月第4火曜日

13時30分～15時

▼お問い合わせ先

とまこまい若者サポートステーション

苫小牧市表町3丁目2-13

王子不動産第2ビル6F

0144-8418670

**自賠責保険・自賠責共済
のご案内**

【知らなかったでは済まされない！まさかのための「自賠責」】

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成30年の事故発生件数は約43万件、死傷者数は約52万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人ひとりが、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなど十分に理解・認識することがとても大切です。

【自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！】

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償法に基づき、原動

機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですので、ご注意ください。

▼お問い合わせ先

国土交通省北海道運輸局
014314413012

自家用マイクロバスの適切な利用について

レンタカーに運転手は付いていません。

○レンタカーと運転手が一体的に提供されるサービスは、いわゆる「白バス」「白タク」と呼ばれる法律に違反する行為です。利用しないで下さい。

○レンタカー会社からは、車を借りること以外(例えば、借りた車両をレンタカー会社の社員等が運転するなど)のサービスは受けられません。
○レンタカーを借りた場合には、車を借り受けた利用者自身が運転しなければなりません。

(※)車を借り受けた利用者自身が、自らの意思で他の人に運転を依頼することはできませんが、この場合、実際に運転する人の氏名等をあらかじめレンタカー会社へ申告しておく必要があります。

違法な「白バス」「白タク」を利用して事故に遭った場合、保険の適用がないことがあります。

○違法な「白バス」「白タク」を利用して、万が一、事故に遭って負傷した場合、適切な損害賠償がなされず、治療費などの金銭的損害額を利用者自身で全額負担しなければならぬ可能性もあります。

運転手付きマイクロバスの手配は、国土交通大臣の許可を受けた貸切バス事業者を利用しましょう。

○道路運送法の許可を受けた貸切バス事業者の車両には「緑ナンバー」(※緑地白字又は白地緑字緑外枠)が付いています。

○道路運送法の許可を受けた貸切バス事業者には「領収書」や「運送引受書」(運行の経路、貸切バス事業者の住所・連絡先等、運賃及び料金の額などを記載した書類)などの関係書類を利用者へ交付することが義務づけられており、口約束のみで運行を行うことはありません。

▼お問い合わせ先

国土交通省北海道運輸局
014314413012

門別警察署からのお知らせ

G20観光大臣会合における警察署対策への道民の理解と協力の確保

G20観光大臣会合が、10月25、26日の2日間、北海道倶知安町で開催されます。

既に開催されたG20大阪サミット及び関係閣僚会合は、皆様の御協力により無事終了しました。

全国8都市で開催される関係閣僚会合も、残すところ4都市での開催となりますが、G20大阪サミット等と同様、開催地以外の地域においても、重要施設や公共交通機関等に対するテロ等違法行為の発生を未然に防止するための対策が必要となります。

現在、道内でも、テロ等違法行為の発生を未然に防止するため、重要施設や公共交通機関等に対する警戒を強化しています。

警察では、G20観光大臣会合の成功に向け、総力を挙げて警備の万全を期すこととしていきますので、警察の活動への御理解と御協力をお願いします。

夫婦間や交際者間の喧嘩も犯罪になり得ます

夫婦げんかと言えども、相手を叩いたり、蹴ったりす

れば、暴行罪です。子供の前で喧嘩しても児童虐待(心理的虐待)となり得ます。

ちよつと前であれば、「夫婦げんかは犬も食わぬ」と言われ、問題視しない社会の風潮もあつたかも知れませんが、今は違います。

ほんの少しでも、犯罪要素があるときは、双方から詳しく事情聴取し、行き過ぎがあれば、逮捕留置することもあります。

まさかこんなことになるとは・・・と後悔しても遅すぎます。そうならないために、事態がエスカレートする前に、家族でもお互いに注意し合ひましょう。

また、大事になる前に、警察に相談しましょう。

▼お問い合わせ先

札幌方面門別警察署
014561210110



広告

広告募集欄

広告募集欄

広告募集欄